

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立

# 改めて考える～“女性支援”とは何か

2023年 **2**月 **18**日(土) 13:30～16:30 参加費:1500円

2022年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(略称:女性支援法、2024年4月施行)が成立しました。これまで、困難な状況にある女性への支援は、主に売春防止法(1957年施行)が根拠となり、実態が異なる場合も、“売春を行うおそれのある”ことが支援の理由とされていました。女性支援法の成立と同時に、売春防止法は改定され、女性支援(旧婦人保護事業)は法的根拠が変わります。「困難な問題」とは何を想定しており、新法の成立によって何が変わるのでしょうか。

また、DV防止法(2001年施行)は売春防止法に基づく婦人保護事業に上乗せされる形で、相談及び一時保護の制度が設計されたため、婦人保護事業において、DVとその他の困難がないまぜにして取り扱われてきました。その基本設計が変わらないまま、新たな女性支援に対応できるのでしょうか。

『女性支援』の必要性を改めて確認し、これまで以上に重要となるであろう相談窓口・女性相談支援員(旧婦人相談員)の役割には何が求められているのか、新法施行に向けて考察します。

## シンポジスト

**堀千鶴子** (城西国際大学 教授) 『女性支援法とは何か』

**遠藤智子** (社会的包摂サポートセンター 事務局長)

『DV 被害者支援から見える 地域における女性支援体制づくり』

**増井香名子** (日本福祉大学 准教授)

『基礎自治体における相談支援の意義 -当事者・支援者調査から-』

【司会】**雪田樹理** (弁護士、特定非営利活動法人いくの学園 理事長)

【参加方法】 オンラインでご参加の方は、Peatix から申込ができます(※ピーティックスは、オンラインでの申込・決済方法を選択するシステムです)。右のQRコードは、Peatix の申込ページです。URL は以下の通りです。

<https://peatix.com/event/3463496/view>

また、当日は大阪市内(大阪駅周辺)に視聴会場をもうけます。定員30人。現地会場での参加ご希望の方は、いくの学園にメールまたは FAX でご連絡ください。なお、現地会場参加の方は、当日現金で参加費をお支払いください。

★オンライン視聴において、撮影・録画、及びネット、SNS などにアップすることは固くお断りします。また、進行を妨げる行為等がある場合は主催者が退席させることがありますので、ご了承ください。

【企画へのお問い合わせ・お申込み】 **いくの学園** メール [contact@ikunogakuen.org](mailto:contact@ikunogakuen.org)

FAX 06(6718)5205 電話 090-9629-4847 水曜日 12～17 時のみ対応。

※お申込みの際は、参加希望の旨とお名前、所属、電話番号(FAX の方は FAX 番号も)をご記入ください。

**いくの学園のホームページ** <https://ikunogakuen.org/>

主催 : 特定非営利活動法人 **いくの学園** 共催 : 公益財団法人 **大阪YWCA**

後援 : **大阪府**



ここから申込!